

訪問看護及び介護予防訪問看護 重要事項説明書

(2024年10月1日現在)

事業所の概要

事業所名 訪問看護ステーション ラーレ
所在地 富山県砺波市豊町2丁目13-15 Kビル2階
管理者の氏名 鍋 宗和 (なべ むねかず)
電話番号 0763-32-6607
介護保険事業所番号 1660890383

1. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

訪問看護ステーション「ラーレ」は一般的な訪問看護サービスと精神疾患の方のメンタル面の看護に特化した訪問看護サービスを提供致します。地域社会の医療サービスの充実の一翼を担い、奉仕の精神で一人一人のサービス利用者、介護者に誠心誠意対応いたします。また介護予防訪問看護として要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。

(2) 運営方針

サービス利用者、介護者のどちらの立場も尊重し、介護者のQOLを低下させることなく、利用者のQOLの改善を目指すために、一つ一つの要求に丁寧に答えながら、そのニーズを満足させることが可能になるように努めます。

(3) 利用者の個人情報の取り扱いについて

訪問看護ステーションラーレでは、個人情報を正確かつ安全に取り扱うため、厚生労働省のガイドラインに基づき、個人情報の適切な管理に努めています。

(4) 事業所の情報開示について

ご利用者様及びご家族の要望があれば、事業計画等の情報を開示致します。

(5) サービスの特徴

ケアカンファレンス

隔週、利用者ごとに全職種が参加するケアカンファレンスを行い適切なケアが行われているかを評価しています。

従業員研修

当法人は、従業員の技術、スキルアップを目的とした各種研修会を積極的に行っています。

2. 従業員の職種、員数、職務の内容

管理者：看護師若しくは保健師 1名（常勤）

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括するとともに、従業員に対して法令を遵守させるため必要な指揮命令を行います。管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することもあります。

看護職員：保健師、看護師または准看護師
常勤換算2.5名以上（管理者含む）

訪問看護計画書及び報告書を作成し、介護予防を含む訪問看護を担当します。

※訪問看護計画書及び報告書の作成については准看護師を除く看護職員が行います。

事務職員 1名以上

3. 営業日及び営業時間

営業日／月曜～土曜

※但し、会社の定める日を除きます。また利用者の緊急時にはこの限りではありません。

営業時間／8：30～17：30

※但し、必要に応じて上記の時間以外においても利用者やその家族への対応を検討します。

4. サービスの内容及び利用料その他の費用の額

一般の方の訪問看護及び介護予防訪問看護

ア) 療養生活や、介護方法についての相談

イ) 食事、入浴、排泄など日常生活の世話

ウ) リハビリテーション

エ) 褥瘡などの手当て、医療機器やカテーテルの管理

オ) ガン、難病、認知症の方の看護

カ) 医師の指示による医療処置

キ) その他

精神疾患の方の訪問看護及び介護予防訪問看護

※かかりつけの医師が必要と認めた方が対象となります。(疾患例：統合失調症／双極性障害／非定型精神症／神経症／アルコール依存症／その他精神疾患全般)

- ア) 医師の指示による医療処置
- イ) 対人関係・日常生活の支援
- ウ) 思いや訴えの傾聴
- エ) 服薬の管理・確認
- オ) 受診の促し
- カ) 精神症状の観察（悪化の早期発見・対応）
- キ) 食事、入浴、排泄など日常生活の世話
- ク) リハビリテーション
- ケ) 医師の指示による医療処置
- コ) その他

5. 利用者負担金

介護保険を利用の場合

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の1割が利用者負担金となります。また65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2～3割をご負担いただくこととなります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

【サービス費】※1単位は10円です。(例：814単位×10円＝8,140円)

◇看護師が訪問看護を行った場合（准看護師の場合は90/100で算定）

20分未満	314単位
30分未満	471単位
30分～1時間未満	823単位
1時間～1時間30分未満	1128単位

◇看護師が介護予防訪問看護を行った場合（准看護師の場合は90/100で算定）

20分未満	303単位
30分未満	451単位
30分～1時間未満	794単位
1時間～1時間30分未満	1090単位

※20分未満の訪問看護を行うには、20分以上の看護師（准看護師を除く）による訪問看護が週1回以上、居宅サービス計画書等に含まれており、且つ緊急時訪問看護加算を算定している必要があります。

【加算について】

◇初回加算(Ⅰ) 350単位/月

※下記の算定要件があります。

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合は1月につき所定単位数を加算する。ただし初回加算(Ⅱ)を算定している場合は算定しない。

◇初回加算(Ⅱ) 300単位/月

※下記の算定要件があります。

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし初回加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない。

◇退院時共同指導加算 600単位/回

※下記の算定要件があります。

- ・病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院から退院・退所する利用者やその看護にあたる者に対して、病院等の主治医、その他従業者と共同して在宅での療養上の指導を行うこと
- ・退院時共同指導の内容を文書によって提供すること
- ・退院・退所後に訪問看護を行うこと
- ・退院時共同指導の内容を訪問看護記録書に記録すること

◇1時間30分以上の訪問看護 300単位/回

◇2人以上による訪問看護

※下記のいずれかに該当する利用者が対象となります。

- ・身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる
- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる
- ・その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる

複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満の場合 254単位/回

複数名訪問加算(Ⅰ) 30分以上の場合 402単位/回

複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満の場合 201単位/回

複数名訪問加算(Ⅱ) 30分以上の場合 317単位/回

【複数名訪問加算(Ⅰ)の算定要件】

- ・利用者やその家族から複数名で訪問を行うことの同意を得ていること
- ・同時に2人の看護師等による訪問であること

【複数名訪問加算(Ⅱ)の算定要件】

- ・利用者やその家族から複数名で訪問を行うことの同意を得ていること
- ・同時に1人の看護師等と1人の看護補助者による訪問であること

◇早朝（午前6時～午前8時）	25%加算
◇夜間（午後6時～午後10時）	25%加算
◇深夜（午後10時～午前6時）	50%加算

◇特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算

【特別地域加算の算定要件】

別に厚生労働大臣が定める地域（①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域）に所在する事業所がサービス提供を行った場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位数を加算する

【中山間地域における小規模事業所加算の算定要件】

別に厚生労働大臣が定める地域（①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域）に所在する事業所がサービス提供を行った場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位数を加算する

【中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の算定要件】

別に厚生労働大臣が定める地域（①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位数を加算する

医療保険を利用の場合

利用者の医療保険区分により、利用料の1～3割の自己負担額となります。
障害者自立支援医療等の公費負担制度利用されている場合は対象となります。

訪問看護基本療養費（Ⅰ）

	看護師	准看護師
週3日まで	5,550円	5,050円
週4日以降	6,550円	6,050円

訪問看護基本療養費（Ⅱ）

◇同一日に2人の場合

	看護師	准看護師
週3日まで	5,550円	5,050円
週4日以降	6,550円	6,050円

◇同一日に3人以上の場合

	看護師	准看護師
週3日まで	2,780円	2,530円
週4日以降	3,280円	3,030円

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）

	看護師		准看護師	
	30分未満	30分以上	30分未満	30分以上
週3日まで	4,250円	5,550円	3,870円	5,050円
週4日以降	5,100円	6,550円	4,720円	6,050円

精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）

◇同一日に2人の場合

	看護師		准看護師	
	30分未満	30分以上	30分未満	30分以上
週3日まで	4,250円	5,550円	3,870円	5,050円
週4日以降	5,100円	6,550円	4,720円	6,050円

◇同一日に3人以上の場合

	看護師		准看護師	
	30分未満	30分以上	30分未満	30分以上
週3日まで	2,130円	2,780円	1,940円	2,530円
週4日以降	2,550円	3,280円	2,360円	3,030円

訪問看護基本療養費（Ⅲ）及び精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）

8,500円／入院中1回（試験外泊時）

※退院後に訪問看護を受けようとする利用者が在宅療養に備えて、一時的に入院中に外泊する際に訪問看護を行った場合

「複数名精神科訪問看護加算」

※複数名での訪問看護を行った場合

看護師＋4,500円／回 准看護師＋3,800円／回 看護補助者＋3,000円／回

「長時間精神科訪問看護加算」

※特別訪問看護指示書により1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合

週1回 ＋5,200円

※精神科訪問看護は週3回を限度としますが、利用者が急性憎悪したなどで主治医が一時的に頻回の精神科訪問看護が必要と認め、特別訪問看護指示書が交付された場合はこの限りではありません。また退院後3ヶ月に限り、週5回を限度に訪問することが可能です。

訪問看護管理療養費

月の初回の訪問日 ＋7,670円

2日目以降 訪問1日につき ＋3,000円

交通費

交通費に関しては、原則無料となります。

ただし、通常のサービスを越える地域は中山間地域加算として5%の加算をいただく場合があります。

その他、サービスの実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。また、処置などで使用する物品は、あらかじめ費用のご説明の上、ご請求させていただきます。

サービスキャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日17：00までに連絡があった場合 無料

利用日の前日17：00までに連絡がなかった場合 2,000円

キャンセルが必要となったときは、下記へ至急ご連絡ください。

連絡先 0763-32-6607 もしくは 090-2370-7839

6. 通常の事業の実施地域

通常のサービスを提供する地域

砺波市、南砺市、小矢部市、高岡市、その他周辺地域

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあつた場合は、下記主治医、ご家族の他、救急隊、介護支援事業者などへ連絡をします。

主治医

病院名 _____

担当医師名 _____

住 所 _____

電 話 _____

ご家族

氏 名 _____

住 所 _____

電 話 _____

8. 相談・苦情対応

利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。また苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存します。

※苦情に関しては、市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行います。また市町村等から求めがあった場合は、改善の内容を報告します。

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所ご利用相談室

訪問看護ステーション ラーレ お客様苦情受付センター

(月曜日から金曜日・午前8時30分から午後5時30分)

砺波市豊町2丁目13-15 Kビル2階

TEL 0763-32-6607 FAX 0763-32-6608

責任者 鍋 宗和

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

砺波市 高齢介護課

砺波市栄町7-3

TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-7622

砺波地方介護保険組合

砺波市栄町7-3 (砺波市役所横)

TEL 0763-34-8333 FAX 0763-34-8334

高岡市 高齢介護課

高岡市広小路7-50

TEL 0766-20-1365、1373、1375 FAX 0766-20-1364

小矢部市 健康福祉課

小矢部市鷺島15 (クロスランドおやべに隣接)

TEL 0766-67-8605 FAX 0766-67-8602

南砺市 福祉課

南砺市北川166番地1 地域包括ケアセンター内 1階

TEL 0763-23-2009 FAX 0763-82-4657

富山県国民健康保険団体連合会

富山市下野字豆田 9 9 5 - 3 県市町村会館内

TEL 076-431-9816 FAX 076-431-9834

苦情・相談等専用電話 076-431-9833

富山県福祉サービス運営適正化委員会

富山市安住町 5 - 2 1 県社会福祉協議会内

TEL 076-432-3280

9. 事故発生時の対応、損害賠償等

サービス提供に際し利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。

10. 虐待の防止のための措置に対する対応

- ①ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ステーションにおいて、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施します。
- ④前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。

10. その他の留意事項

- ①社会的使命を充分認識し職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また業務体制を整備するものとします。
 - (1) 採用後6ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年2回の業務研修
- ②職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。退職後も同様とします。
- ③利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管します。

以 上

〈利用者〉

____年 ____月 ____日

重要事項について説明を受けました。

氏 名 _____ 印

上記代理人（代理人を選任した場合）

氏 名 _____ 印

〈事業主〉

____年 ____月 ____日

重要事項について説明をいたしました。

富山県砺波市豊町2丁目13-15 Kビル2階
株式会社 Medi Yes 訪問看護ステーション ラーレ

氏 名 _____ 印